

静岡県告示第359号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第71条第1項の規定に基づき、次のように猟区管理規程の変更を認可したので、同法施行規則第73条第2項の規定により告示する。

令和2年5月15日

静岡県知事 川勝平太

1 名称

西富士猟区

2 変更の内容

変更前	変更後
(入猟承認料およびその納付の方法) 第9条 入猟者は、1日につき <u>12,960円</u> の入猟承認料を納付しなければならない。	(入猟承認料およびその納付の方法) 第9条 入猟者は、1日につき <u>13,200円</u> の入猟承認料を納付しなければならない。